

令和５年度 いじめ防止基本方針

新温泉町立浜坂西小学校

令和５年４月１日改訂

１ いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 傍観者から仲裁者への転換が重要

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。
- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処する。
- いじめのない学校づくりを進めるため、学校評価の重点項目としていじめ防止を位置づけ、学期ごとに取組の点検と評価を行う。

2 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

(1) 教職員の資質向上

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、カウンセリングマインド研修、いじめ対応マニュアル等を活用した研修、いじめの事例研究（東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ、性同一性障害、中性的傾向、性自認に関わるいじめ、障害のある児童生徒が被害者、加害者になるいじめなど）等の教職員の資質の向上に向けた適切な研修を計画的に行う。

(2) 保護者への啓発

いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるようPTA活動と連携し必要な啓発を行う。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生活指導部会・いじめ対応チーム

いじめ防止等に組織的に対応するため、生活指導部会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。毎月1回部会を開催するとともに、必要に応じて緊急に部会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

＜校内構成員＞ 校長、教頭、主幹教諭、生活指導担当、養護教諭、その他関係職員

＜校外構成員＞ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当指導主事、学校問題サポートチーム

生活指導部会にいじめ対応チームを置き、次の機能を持たせる。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録

- ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑦ いじめの防止等についてP D C Aサイクルによる検証・改善等
- (2) 職員終会での情報交換及び共通理解
毎週末に、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめ未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施するとともに、定期的に行う「生活アンケート」の結果を生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - 学級活動において個々の役割を責任を持ってやり遂げる活動を通してつながり合う仲間づくりを強化する。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の時間を要として、生命尊重や規範意識を育む。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 縦割り班活動の実施
 - 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (5) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 浜坂中学校や明星認定こども園と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
出席をとるときの声、表情や健康観察、保健室等での様子をよく観察し、悩みを抱えていないかを把握する。
- (2) ノート・日記指導
児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(3) 毎学期「生活アンケート」の実施

学期ごとに、「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。そして、全職員による児童理解の場で意見交換を行い対応策を共有する。

(4) 相談体制の整備

- 学期ごとの「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 学級担任以外の職員も養護教諭を中心として受容的に児童に接し、何でも話ができる関係づくりをすすめ、教育相談の充実に努める。
- 必要に応じて浜坂北小学校スクールカウンセラーによる教育相談を受けられる体制をとる。

(5) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、子ども相談室、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

6 いじめに対する早期対応

- いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対応チーム」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導などを、問題が解消するまで行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、町教育委員会と連携を図り、美方警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、迅速に生活指導部会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について

いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

- ⑥ 問題が解消されたと判断する基準は、加害行為が3か月程度なく被害者が心身の苦痛を感じていないと認められる状態とする。
- ⑦ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑧ 周辺の児童には、傍観者から仲裁者への転換を促す指導を行い、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を図る。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する新温泉町いじめ問題調査委員会を設置する。
 - ・調査委員会の構成委員は、学識経験者、医師等で構成する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。